

〈研究ノート〉

## 戦前における電気利用組合の地域的展開(2)

西野 寿章

### Development of Co-operative Society for Electricity Supply in Mountain Villages before World War II.

Toshiaki NISHINO

#### (7) 福岡県

福岡県の電気利用組合は、1928年、1938年とも12組合を数えた。福岡県商工課が発行した冊子「福岡県の電気事業」<sup>42)</sup>において、産業組合の増加について、「電気事業者ノ電気供給ハ都市ニ初マリ漸次郡部ニ及ビタルガ未ダ県下一般ニ普及スルニ至ラス。交通不便ナル山間僻地、島嶼ニアリテハ多年之ガ供給ヲ受ケム事ヲ渴望セルモ如何セム供給者ハ全部営利会社ナルタメ住家散在シ需要者ノ数ニ比シ徒ニ多額ノ建設費ヲ要スル之等ノ地方ニハ其ノ要望ヲ満足セシムルニ至ラス。是ニ於テ自給自足ノ途ヲ講セサルベカラサルニ至リ、産業組合等ニ於テ数年前ヨリ之ガ計画ヲナセルモノアリシモ電気事業者保護奨励ノ方針トシテ此ノ種事業ヲ許可セス空シク数年ヲ過シ居タリシガ、大正十一年五月ニ至リ其ノ方針ヲ変へ許可ヲ与フル事トナリタルタメ翌十二年一月有限責任黒丸信用利用組合ニ於テ初メテ電燈電力ノ供給ヲ開始スルニ至リ、同年三月白川信購販利組合、八月湯原電気利用組合等相亞イデ起リ、十二年中電気供給ヲ開始セルモノ六組合ノ多キニ達セリ。尚ホ本年ニ入り

既ニ供給ヲ開始セルモノ三組合アリ、其ノ他工事中ノモノ計画中ノモノ等数組合アリ斯クシテ産業発達ノ原動力タル電気事業益々普及活用セラルハニ至ルベシ」と述べている。

この文書によれば、1922（大正11）年5月以前は、産業組合が電気事業を計画しても、「電気事業者保護奨励ノ方針」のために許可しなかったが、この時期を境に「方針ヲ変へ許可ヲ与フル事トナリタルタメ」、電気利用組合が相次いで開業したとある。第2章でみたように、全国的に電気利用組合が急増するのは1923年からであることから、この文書は電気利用組合の発達契機を知る上で重要である。福岡県では、1923年に5組合、1924年にも5組合の電気利用組合が開業している。

『苅田町誌』には、1923年に開業した白川信用購買利用組合（白川村）の沿革が収録されている。<sup>43)</sup>それによれば、白川村は「全戸数三六〇余の交通不便なる村なるが為め九水電灯会社は近く行橋町に出張所を有するも配電区外として文明の恵沢に浴すること能はず村民の熱望は日と共に益々大なり」となっており、九州水力電気に配電の交渉を行っても実

らず、そのため福岡県津野村を視察して、自家用電灯としての出願を計画する。時の村長は、「直ちに村内有志者と謀り遂に組合を組織するの基礎を作り組合員の結合に着手し三〇五名の賛同を得て創立委員を設け組合長に推薦せられ各区に十二名の役員を置き協議熟談の結果実行方法と予算の編成とに意を用ひ即ち予算二万一千円中二万円は組合の負担とし更に五千円を村会に附議して補助の出願をなし尚不足を生ずる場合は設立者に於て借入をなし以て本事業の独立を謀り白川に発電所の認可申請をなすことに決定」した。村費から補助が行われることは、自家用電灯とはいえ、かなり事業の公共性が認識されていたものと考えられる。

1921（大正10）年10月に白川共同自家用電灯認可申請書を福岡県に提出するが、翌月早々に却下された。その直後に、関係者は福岡県が開催した電気利用組合に関する講習会に出席し、同年12月に白川電気組合として電気事業経営許可を申請した。

白川村では、自家用電灯は出願と同時に工事に着手してよいとの情報を元に、最初の申請時に一部工事を開始していた。1922年1月に、白川電気組合の申請に基づき、熊本通信局が現地調査を行った際、この工事は不法につき中止を命じられ、九州水力電気より電気を供給した方が有利であると意見され、工事を破棄し、再び配電のための交渉を行った。九州水力電気は電気料金の割引などを示しつつも、契約期間を3年とし、多額の維持費、経常費を求めたため、再度、電気利用組合としての申請を協議している。

そして「最後の協議会を開きたるも意見区々にして非常の紛議を生じ鳩首協調数日に亘り進むべき道なき状態となりしが勇を鼓して是非発電の目的を貫徹する事に決し」た。1922年4月には、白川信用購買販売組合総会

において、同組合に利用部を設置することを可決した。1922年6月に自家用第二種電気工作物施設認可申請書提出して、同年9月18日に認可され、産業組合によって電気の導入がなされた。

5つの電気利用組合が集中していた福岡県北部の鞍手郡の教育会が編纂した『鞍手郡誌』には、それぞれの組合が簡潔に紹介されている。<sup>44)</sup>まず、畑電気利用組合（1926年開業・山口村）の設立の動機は「山間の僻地にて交通不便の所にあり、各電気会社の配電区域外にある関係上文明の恵沢に浴する能はず、為に利用組合を設置して自家電力を以て之の不便を除かんとせるものなり」と紹介され、社会的施設事業、各種公共的集会に対しては無料点灯を行った。

湯原電気利用組合（1923年開業・吉川村）の設立動機は「同所は山間部の僻地にあり九州水力電気会社に交渉せるも果さず、利用組合を設立して点灯するに至る」とある。しかし、「設立後順次基礎強固となりつゝあるも、渇水時期に於る水力の欠乏に依り事業休止消灯の己む無き場合もあり、之に備ふる為近く貯水池の設置計画あり、尚ほ余剰電力を利用して農家の副業奨励に力め居れり」とあり、「公会堂、青年夜学会場其他公共的集合の場所に無料点灯をなし部落民の福祉に貢献しつゝあり」と記されている。

なお湯原電気利用組合では、1930（昭和5）年に発電所より遠距離に居住している組合員16名が渇水期に発電機能が低下するなど、発電の状況に不安を持ち、九州水力電気と交渉を重ね契約を成立させ、組合を脱退している。<sup>45)</sup>

さらに上脇田電気利用組合（大正15年開業・吉川村）<sup>46)</sup>の設立動機は「山間の僻地にして夜間点灯の便宜なく、九州水力電気会社と再三接衝を重ねたるも果さず、茲に利用組合を設立するに至れり」とある。同組合は順調に発

展したとされ、余剰電力を利用して精米、糊摺を行い、副業の奨励をなしていたとし、青年夜学会その他の各種団体の集会に無料点灯を行い、便宜を図ったとある。

古賀電気利用組合(1923年開業・吉川村)の設立動機は「本組合区域は鞍手郡中最僻地に属し、交通不便且つ部落倣在せる為、従来電燈なきを遺憾とせられたりしが、大正九年頃より数回に亘り、九州水力電気会社と交渉を重ねたれども遂に果さず、茲に部落民結束して犬鳴川の水利を利用して、自給自足を以て地方文化に後れざらん事を期し設立せらるゝに至る」とあり、余剰電力を利用した精米に取り組んだ。

そして黒丸電気利用組合(1923年開業・中村)の設立動機については、「山間の僻地たるが為各電燈会社の配電区域外にあり、曩に九州水力電気合計と再三交渉せるも遂に果さず、部落民結束して自給的に組合を設立するに至」った。同組合では、青年会婦人会其他各種団体の集会及び神社寺院に無料点灯し、便宜を図った。

## (8) 静岡県

静岡県は、電気利用組合に関する資料が乏しい地域である。大井川上流部の東川根村梅地に1922(大正11)年開業した梅地水電利用組合(東川根村)は、設立の動機について、「戸数僅に三十戸内外の小部落にして産物は製茶、繭、木材、椎茸、山葵等にして住民は専ら農業に従事する外出稼をなす。当区は大井川上流より毎年数十萬尺メの木材の搬出の為川狩人夫数百名往来し或は帯留し之が為僻地と雖四季股賑いんしんにして夜間の灯火用石油の消費料不尠、加ふるに性粗放にして火災等の憂慮ありて区民は電気設備を希望し早川電力会社に数回点灯方交渉せるも容易に容れられず茲に現在組合長佐藤喜作氏奮然立って令息俊

司氏と共に電気設備の設立出願設備工事の奔走をなし漸く大正十一年三月有限責任梅池水電利用組合設立許可せられ同年八月一日より事業を開始す」と書き残している<sup>47)</sup>。

同資料によれば、組合員数は28名、出資総額1万円であるが、出資払込済額は5千円、点灯数は10燭換算90灯で、「点灯は夜間を主とし必要時には昼間にて点灯す。将来は製茶製材機械をも運転する予定なり」とある。

また、1923(大正12)年に開業した東荻間信用購買販賣利用組合(萩間村)は、発電所を持たない受電方式により配電だけを行う組合として設立された。電灯料金は、「市価に比し一燈に付金五銭乃至拾銭の低廉にて供給」され、「家庭に死亡者あるときは特に五十燭光二夜間無料にて供給」していた。経営については「目下の計算にては本事業より得る剰余金にて之が放下資金を償却し経営二十五ヶ年後より殆んど無料を以て点灯し得る見込なり」とあり、「尚之が附帯事業として将来更新する電柱を安価に求むる為同地の区有地百町歩を借入れ本年より内四町歩に植林をなせり」とも記録されている<sup>48)</sup>。

## (9) 愛媛県

愛媛県における電気利用組合は、1928年では1組合を数えるに過ぎなかったが、1938年には9組合に増加する。愛媛県では、漁協が電気利用組合を経営して、離島電化に貢献した日振島漁業協同組合のように、地域の特性に応じた電気利用組合の展開もみられたが、同県における電気利用組合の存在を伝える文献は、1つに留まった。

『中島町誌』は、1937(昭和12)年に開業した津和地信用販売購買利用組合が電気事業を経営する経緯を書き留めている<sup>49)</sup>。それによれば、宇和間(中島町)出身のT氏が、家屋が密集していた津和地に電気事業を行いたい

と申し出て、集落がこれを了承し、契約が結ばれたという。総工費6,000円はT氏個人が出資したが、認可を受ける関係上、表面的には津和地信用販売購買利用組合の利用部の事業として、各戸出資の形をとったとされ、総戸数250戸中の大部分が1灯ずつの点灯を契約した。

しかし、物価上昇、特に戦時中の燃料入手困難のため経営は予期に反して困難となり、そのため電気料金が値上げされた。電灯は時限点灯であり、光力も少ないことへの不平も手伝って、経営者対集落間に経済的、ひいては感情的な対立が生じ、紆余曲折を経た交渉の末、終戦後間もない時期に、集落が買収して経営したとのことである。

#### (10) 岡山県

岡山県には8組合が開業するが、記録はほとんど残されていない。『賀陽町史』は、1926（大正15）年1月に開業した吉川村信用購買利用組合について、「吉川村は村営で菅谷村との村境鳴滝に発電所を設けて、大正14年12月に点灯した。数年間経営したが、その後金川電気会社との間に電気利用組合を作った」と記録している<sup>50)</sup>。

電気利用組合についての唯一の公式記録ともいえる産業組合中央会が編纂した『電気利用組合に関する調査』（1929）によれば、吉川村信用購買利用組合は組合員数307、1924年9月に認可され、1926年1月に開業している。また菅見によれば、吉川村に村営電気事業を営んだとの記録はなく、『賀陽町史』の記述とは異なっている。

一方、1925年に開業した上加茂信用購買利用組合については、『加茂町史』が「加茂水力発電によって大正五年以降加茂地区に電灯がついたが、なお無灯地区として上加茂村があった。大正九年に設立された上加茂信用販

売購買組合は、地域振興のために組合長をはじめ理事・監事によって発電事業の計画をたてた。大正十三年事業許可と同時に組合電気部を設立し、事業資金として中国銀行から二万円を借入れ、残余を組合資金で充当して建設に着手した。大正十四年八月運転を開始した。供給地域 上加茂村一円。需要戸数二〇〇戸。昭和二年に隣村へも供給開始。光力が低く需要家から不平の声があがった。昭和十九年八月中国配電に統合された」と記述している<sup>51)</sup>。

#### (11) 広島県

広島県には、7つの電気利用組合が開業した。この内、記録が残されているのは3利用組合に留まったが、後述するように、旧戸河内村の寺領信用販売購買利用組合の電気事業経営史は、豊富な資料に基づいた貴重な記録となっている。

1926（大正15）年に開業した吉野村信用販売購買利用組合が、電灯用動力事業を営むようとして、河水使用許可を清岳村に出願したが、同村村会は、この事業が清岳村の用水に重大な支障となると決議して、反対運動を展開した<sup>52)</sup>。また、1925年に開業した坂井原村信用販売購買利用組合による電気事業については『久井町史』に「近隣に先駆けて一歩早く創設した坂井原産業組合は、水力発電所を完成して、県下初の電気利用組合事業を併業する快挙を遂げた。坂井原村内300余戸に供給」と記載されるに留まっている<sup>53)</sup>。

ところで、旧戸河内村寺領（現安芸太田市）に1927（昭和2）年に開業した寺領信用販売購買利用組合による電気事業については『戸河内町史』が詳細に伝えており、これは電気利用組合の成立過程について、最も詳細に述べられた貴重な資料といえる。広島県の北東部、太田川上流部に位置する旧戸河内村を構

成した大字のひとつである寺領地区は、太田川に流入する寺領川沿いに展開する山間集落で、なだらかな斜面には棚田が連なり、稲作、養蚕などが経済的基盤となっていた。

電気事業を経営した寺領信用販売購買利用組合は、1919（大正8）年8月に戸河内村の与一野・才中得・上寺領・長原区と殿賀村月ノ子原区を区域として、当初は寺領信用販売購買組合として設立された。旧戸河内村が属した山県郡で最も古い産業組合は1901（明治34）年5月に設立されていたことから、寺領での産業組合の設置は、比較的遅かったといえる。なお、旧戸河内村では、1917（大正6）年8月に丁巳<sup>ていみ</sup>信用販売利用購買組合が最初に設立されていた。

『広島県産業組合史』によれば、1927（昭和2）年12月末現在、寺領信用販売購買利用組合の組合員数は214人、出資総額7,200円、払込済出資額6,552円で、組合員1人当たりの払込済出資額は30.6円となる。組合員1人当たりの払込済出資額は30.6円となる。組合員1人当たりの払込済出資額で比較すると、同年末における全国の一組合員平均が43.77円、広島県のそれは30.43円であったことから、ほぼ広島県の平均にあった。<sup>54)</sup>

広島県における水力発電所は、県西部の島根県境に源を發し、広島市で瀬戸内海に流入する広島県下の大河川である太田川と、広島・島根県境に源を發し、日本海に流入する江川に分布している。広島市の上流部の太田川流域は、河川の曲流部における高低差があり、戦前より水力発電拠点となっていた。

その太田川流域における電源開発は、広島太田川電力株式会社が1906（明治39）年に太田川の河川使用許可を出願し、許可を得たことにはじまる。しかし同電力は、経済恐慌を理由に1907年に解散し、取得していた「水利権」は広島電灯に譲渡されている。この広島太田川電力の動きについて『中国地方電気事

業史』は、水利権の売却そのものに主眼が置かれていたと推測している。<sup>56)</sup>

広島県最大の電力会社となった広島電気は、1921（大正10）年に広島電燈と広島呉電力の合併によって設立され、同時に太田川上流の水利権を同社が所有するようになった。水利権は、電気事業者が道府県に申請し、道府県が認可した。そのさい、道府県は水利の許可地域の自治体の意見を聴取して、判断したとされる。

戸河内村は、広島県からの意見聴取に対して、第一次大戦（1914～1918）前は、電源開発で損なわれる生産・生活基盤の補償、電気の割引や財政補助を永久に求めたが、1921（大正10）年頃からは、電源開発で直接被害を受ける生産・生活基盤に限定して補償を求めるようになったという。こうした変化の背景には、「戸河内村と住民が大正期には自主性を維持していたこと」があったとされ、その自主性とは「住民の中に自家用水力発電計画と電源開発の影響を考える団体が存在していたこと」であった。<sup>57)</sup>

戸河内村においては、丁巳信用販売利用購買組合が自家用水力電気経営によって農村電化と地方産業の発展をめざそうと、1922（大正11）年1月に総会において電気事業経営を決定し、1923年5月には広島県に電気工作物施設認可申請書を提出していた。しかしながら、「大正拾貳年五月拾四日自家用電気工作物施設認可申請書広島通信局長宛差出候而已ナラス爾來數度追願數十度出頭陳情二及<sup>のみ</sup>び候<sup>いまに</sup> 処于<sup>これなく</sup>レ今御認可無<sup>58)</sup>レ之」と1年が経過しても許可が出ないため、丁巳信用販売利用購買組合長は、通信大臣に「陳情書」を提出した。この陳情書には、山村の産業組合が電気事業を経営する理由が詳述してある。

同組合が電気事業を経営する動機は、当時の戸河内村が「現下農村ノ状態ハ漸次疲弊シ

ツヽアリ此ノ主ナル原因ハ農家ノ子弟勞役ヲ  
 厭いとヒ或ハ有給者ニ或ハ商工家ニ都會ニ集中ス  
 ルノ傾向愈々嵩マリ此分ニ放任センカ以後数  
 年ニ於テハ益々破乱ノ域ニ達シ産業不振延テ  
 思想ノ悪化頗ル憂慮ニ堪ヘス」状態にあった  
 と述べている。そして電気事業を經營するこ  
 とに至った契機については、「当産業組合員  
 河本柏人氏茲ニ着眼シ種々其救済策ヲ攻究討  
 議スル矢先元広呉電力株式会社重役（目下広  
 島電気株式会社重役）守屋氏ノ勧誘ニヨリ農  
 村ヲ電化シ地方産業ノ発達ヲ図リ經濟上ノ利  
 益ヲ増進スル亦唯一ノ方法ナルヲ確信シ茲ニ  
 去ル大正拾年四月拾貳日法律第七拾參号ヲ以  
 テ産業組合法中ヲ改正シ産業組合ヲシテ電気  
 事業ノ經營ヲ許サル之レニ依リ当組合ハ倍々  
 其志望ヲ鞏固きょうこナラシメ大正拾貳年五月拾四日  
 附第二種自家用電気工作物施設認可申請ヲ為  
 シタル所以ナリ」と述べている。

そして、電気事業を作業組合が經營する  
 理由は、「本村ハ山間ニ散在セル僻地ニシテ  
 広漠タル山地ヲ有シ面積ニ比較シ耕地僅少  
 就中水田少ク畑大部分ナルヲ以テ食糧ハ自  
 給自足ノ途ヲ欠キ他町村ヨリ大部分補給スル  
 ノ止ムナキ状態ニアリ、殊ニ水田ハ山間ニ僻  
 スルヲ以テ肥料勞役ニ多大ヲ要シ經濟上収支  
 償ハス之レニ電カヲ使用センカ耕耘ニ收穫ニ  
 耨摺ニ精米ニ多大ノ便ヲ得米価調節ノ一助ト  
 モナラン耕地中大部分ノ面積ヲ有スル畑地ハ  
 近来本村ノ特産物タル大麻其価格非常ニ低落  
 シ生産上水田ニ比シ数等ノ損失ヲ見ル、然ラ  
 ハ之レヲ水田ニ整理センカ灌漑ノ便無キカ故  
 ニ止ムナク現状ヲ持続セリ、之レニ電カヲ引  
 用シ灌漑ヲ為スニ於テハ広漠タル水田ヲ得テ  
 食糧等モ自給自足ヲ図ルヲ得ハ国家ニ益スル  
 所大ナラン」、「俯まさかり口山亦山ハ樹木鬱蒼数十里  
 ニ跨リ連綿タル山地ヲ有セリ、就中製材搬出  
 至難ノ地ニアリテハ數百年来未ダ曾テ斧  
 鉞まさかりヲ入レザル天与ノ大富源アレド之レガ製

材搬出ニハ多額ノ勞銀ヲ要スルヲ以テ収支償  
 ハス口拱手傍觀スルノ止ムナキモノ大部分アリ、  
 之レニ電動カヲ使用セハ生産者需要者共  
 ニ多大ニ利スルヲ得之レ直接間接ニ植林事業  
 ノ奨励トモ為」と説明し、電氣の導入によ  
 って灌漑して食糧が増産できること、木材  
 の製材と搬出が可能となって、植林を奨励で  
 きると述べている。

当時の戸河内村の様子については、「現下  
 農村經濟界徹底的救済方法トシテハ素ヨリ夥  
 多ニシテ枚挙ニ迫アラスト雖モ就中其大要ハ  
 現耕地ノ整理、農業經營方法ノ改善、資金ノ  
 充實、物価調節、負担ノ軽減等ニアルコトハ  
 何人モ疑ヒノ余地ナカラン、然ルニ近来都會  
 地ニ於ケル工業発達ト共ニ農村青壮年子女ハ  
 競フテ都會地ニ集中スルヲ以テ農村ハ著シク  
 勞役不足シ從テ勞銀ノ騰貴トナリ農家戸數及  
 作付反別ノ減少トナリ或ハ小作爭議トナリ僻  
 地ハ漸次荒廢シ農村ノ疲弊其極ニ頻シ誠ニ寒  
 心ニ堪ヘサルモノアリ、斯ノ勞役不足ヲ補充  
 スルニハ電動カヲ利用シ農業經營方法ノ改善  
 ヲナシ一面農村工業ノ発達ヲ促進スルハ農村  
 振興策ノ急務ニシテ現下農村救済ノ一大良法  
 ト信ズ、然ルニ之レカ配電ヲ一營利会社ニ委  
 センカ永遠ニ其料金ヲ吸収セラレ万事都會  
 ニ集中セバ農村ハ弥増疲弊シ頗ル憂慮ニ堪ヘ  
 サルモノアレバナ」と、大正期末のこの時期、  
 山村の若年層は都市へ転出し、山村では労働  
 力が不足し、農業が疲弊しつつある様子が述  
 べられている。そして、このような状況を改  
 善するためには電動力を利用して農業經營の  
 方法を改善し、工業を発達させ、農村の振興  
 を図ることが重要だと述べているが、その電  
 氣供給を一營利会社に委ねれば、その利益は  
 都市に集中することになると主張している。

実際には、既に水利権を獲得していた広島  
 電氣は、権利の譲渡を行わないとし、丁巳信  
 用販売利用購買組合と対立した。組合は、広

島通信局の斡旋によって、組合が計画した地域への広島電気による早期の電気供給、丁巳の計画に賛同している他の地区の住民を満足させる方策を示すこと、組合がこれまでに支出した経費を補償することなどを解決の条件として示し交渉した。

しかし広島電気は、丁巳信用販売利用購買組合が供給地域としていた8地区の内、3地区は工事費無料で電気を供給するが、5地区は遠隔地に家が点在しているという理由から、電気供給を受ける住民が何らかの負担をする必要があるとした。

1925(大正14)年1月16日、丁巳信用販売利用購買組合と広島電気の間に「覚書」が交わされた。この「覚書」では、組合は電気事業経営を見合わせ、その代償として広島電気は9地区に工事費無償で配電するというものであった。翌17日には、寺領ほか2地区には工事費を一割減額して配電する「覚書」が交わされた。そのさい、「覚書」には、丁巳信用販売利用購買組合が電気事業を経営する場合には、会社から施設を購入することができること、広島電気が無償で配電工事を行う9地区以外の住民が電気事業経営を希望する場合には会社は拒否できないとする内容も含まれていた。<sup>59)</sup>

この覚書に不満を持った寺領では、1925(大正14)年2月、寺領信用販売購買組合長、理事、住民代表の連名によって、村長宛に「本年杓月拾六日丁巳組合派広島電気株式会社及同盟派間ニ於ケル電気問題ニ関シテハ戸河内村長不尙与太郎広島電気株式会社常務取締役守屋義之及広島通信局電気課長藤川靖ノ三氏立会協調ノ下ニ円満ナル妥協成立シ已ニ会社ハ事業開始ノ運ヒ中ノ趣キハ其覚書ニ抛リ明ニ承知仕候、然ルニ我カ寺領組合ハ元來丁巳組合ノ行為ニ共鳴シ同一ノ歩調ヲ執リ而モ同一ノ結果ヲ眺望シ居リ候処彼ノ覚書ニ依レハ

九部落外ニ除外セラレ概嘆ニ堪ヘス候、加之本村ヲ同一視的村治ヲ企図セラルベキ職責上ニ在ル貴村長ハ此協調ニ立会セラレナカラ村治上忌ムヘキ物的心的差別ヲ省ス姑息完了セリトノ態度ハ亦我々区民トシテ現在及将来ノ村治上憂慮スヘキ事態ト存候、然レハ我々区民及此区民ヲ以テ一団トセル寺領組合ハ貴村長治下ノ故ト御職責ニ対ヘ先ツ覚書中ノ丁巳組合ト同様ナル結果ニ御取計方ヲ茲ニ期待シ敢テ上申候也<sup>60)</sup>」とする上申書提出した。

しかし、寺領の願いは叶わなかったと思われる、寺領信用販売購買組合は、1925(大正14)年10月27日、組合員に招集を通達し、11月3日に自家用水力発電設立のための臨時総会を開いた。当日の出席者数は、組合員197名に対して167名(内、決議権を委任した者39名)であった。<sup>61)</sup>

1925(大正14)年11月の「水力電気事業計画書」<sup>62)</sup>によれば寺領信用販売購買組合が経営する電気事業とは、供給区域を組合の区域である戸河内村月ノ子区、上寺領区、長原区、才中江区、与市野区とし、その広さは「約一里半ニ狭長連続シ区幅約百間乃至百八十間」で、各区の戸数は40~50戸、家屋は散在しており、総戸数238戸であった。そして「区域内山林約七、八百町歩ノ間引木ノ製材ヲ逐次為シテ市場ニ販売スルタメ電<sup>(マ)</sup>力使用」とある。

事業資金の総額は18,000円で、その調達は、8,000円を組合員が出資(一口20円)し、6,000円は低利資金を借入れ、4,000円は農工銀行より借入るとされ、「本事業ハ自営ニ付四千円ハ電柱二百七十二本代及人夫費ニ相当此ハ組合員ノ申合ニヨリ寄附ノ予定」とされた。見積もられた収支概算によると、収入は電灯個数約350灯による年収が1,680円、動力使用による年収が320円の計2,000円と算定され、支出は、組合員配当(年六分)<sup>(マ)</sup>金504円、借入

金の年賦払550円、電気技術員給料360円、雑費300円、積立金226円と算定された。

寺領信用販売購買組合は、1925（大正14）年12月に「水利使用願」を広島県に提出した。同組合が電気事業を経営するには、まずは広島電気から供給区域の譲渡を受ける必要があった。広島電気は容易には譲歩しなかった様子であるが、寺領信用販売購買組合は1924年1月に締結された「覚書」の中に「若シ九部落以外ニ於テ部落民ガ自ラ電気工作物ヲ施設セントスルトキハ会社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ」という一項があることに自らの正当性を見い出し、論陣を張ったとされ、その結果、1926（大正15）年12月、広島電気は覚え書きの主旨を尊重し、組合の事業を認め、誠意をもって援助するという内容の「協調書」が締結された。<sup>63)</sup>

その「協調書」とは、「無限責任寺領信用販売購買組合ニ於テ電気工作物施設ノ計画ニ対シ会社ハ戸河内村全部ヲ供給区域トセルモ大正拾四年壹月拾七日締決セシ広島電気株式会社ト無限責任丁巳信用販売利用購買組合トノ間ニ於テ作製シタル覚書第一項後段『若シ九部落以外ニ於テ部落民カ自ラ電気工作物ヲ施設セントスルトキハ会社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス』ノ趣旨ヲ尊重シ九部落ニ非ラサル無限責任寺領信用販売購買組合区域内ニ同組合カ施設セントスル電気工作物ニ関シテハ会社ハ誠意ヲ以テ之カ施設ヲ許容シ且ツ援助ヲナス〔敢テ之ヲ拒ムコトヲ為サス 尚該区域ニ会社カ電気ヲ供給セントスルモ僻地ニシテ経済上困難ナルヲ以テノ故ニ会社ハ此区域ヲ断念シ放棄ス（以下略）<sup>64)</sup>』』というものであった。

このようにして、広島電気から供給区域の譲渡を受けることに成功したものの、広島県から水利使用の許可が下りないため、同組合は1926（大正15）年10月、広島県知事宛に陳情書を提出している。<sup>65)</sup>

その陳情書とは、「大正十四年十二月二十五日附自家用電気工作物施設認可申請書提出シ爾來本年六月三日広島電気株式会社ト本組合トノ間ニ於テ協調ヲ遂ケ候件ハ七月十三日提出致候答申書ニ依リ御承知下サレ度候 本組合ノ発電施設ハ主トシテ昼間ノ電働力ニ依リ本組合ノ事業トシテ区域内約八百町歩ニ弥ル山林松杉等ノ間抜木ノ是迄無価値ノ物ヲ製材シテ有価物ト為スタム最初ハ規模少ニ着手シ漸時数ヶ所ノ製材工場ニ拡張シテ得ル利益ハ多大ニシテ殆ト打算スル能ハス、伴トシアハ夜間ノ電灯真ニ農村振興百年ノ福利ハ此ノ鍵ニヨリテ開カルモノト痛切ニ感シ居リ候 本組合区域ハ五部落而モ連続シテ約一里半ニ且ル狭長ナル区域ニ有レ之、組合設立以來民衆自ラ円満トナリ外界ノ刺劇少ク人心質朴御認可ノ上ハ一層円満共同一致（無形ノ利）文化的殖産企業ハ明ナルコトノ存候 又経済上ノ得失ニ付テ会社ノ要求通りニ致候ヘハ約二千元ノ寄付電柱二八〇本代二千八百円人夫一戸当り五人ツトシテ二百参拾戸老千五百五十円内線工事費一戸当り平均七円ツトシテ千六百十円計七千五百六十円（概算）而テ年々電灯料トシテ約二千三百円流出之ヲ自営ト致候ヘハ約八、九千元ノ現金出資ト低利資金六千元借人（之ハ電灯料ヲ以テ年々償還）電柱人夫寄付ニヨリ電力ト電灯トノ二者ヲ得而モ表面上司官目ノ下ニ自営自利ヲ得ル事此上ナキ光榮ト存候 如上ノ状情去ル十月十二日組合長小田晃真貴局ニ出頭陳情懇願致候ヘトモ更ニ民衆ノ切望御斟酌ノ上何卒特別ノ御詮議ヲ以テ一日モ早く御認可被<sub>レ</sub>皮下<sub>レ</sub>度候様奉<sub>レ</sub>懇願<sub>レ</sub>候也」というものであった。

これらを経て、寺領信用販売購買組合に水利使用許可が下されたのは1926（大正15）年12月のことであった。それから先進地視察などを経て、1927（昭和2）年4月に着工、同年11月20日に寺領信用販売購買利用組合による

自家水力発電事業がスタートした。

1929 (昭和4)年から1943 (昭和18)年まで15年間の経営状況をみると、当期組合利益を得られたのは8年、収支均衡が1年、赤字が出たのは6年となっている。1932 (昭和7)年は「都市方面ノインフレ景気ノ農山村ニ流行シ来ルハ約一年後ナリ匡救事業ニ依ル景気モ何等組合ニ未タ被益ヲ見ス」に陥り、「電灯利用事業モ休灯者多ク且ツ利用料ノ滞納続出」<sup>66)</sup>との記録がある。

寺領信用販売購買利用組合による電気事業は、1938 (昭和13)年に公布された国家総動員法による電力統制によって、1944 (昭和19)年12月、国策会社・中国配電に1万円で売却され、歴史を閉じた。<sup>67)</sup>

#### 4 おわりに

##### —電気利用組合の発展過程の一考察—

以上、本稿は、主に山村に立地した電気利用組合の地域的展開について、同組合が比較的多く開業した愛知県、福井県、徳島県、岐阜県、大分県、京都府、福岡県、静岡県、愛媛県、岡山県、広島県を事例として、史資料の整理を中心として、その設立過程、成立条件を探ってきた。しかしながら、国、道府県、市町村の各レベルにおいて、電気利用組合の実態を明らかにすることができる史資料は、ほとんど存在しないことが判明した。資料調査は、これらの府県以外でも実施したが、結果は同様であった。<sup>68)</sup>

電気利用組合数が最も多かった愛知県では、1926 (大正15)年に愛知県電気利用組合協会が設立され、鹿児島県では1927 (昭和2)年に鹿児島県電気利用組合協議会が設置された。1929 (昭和4)年には、産業組合中央会に全国電気利用組合協議会が設置され、同年5月に第1回協議会が開催されている。

利用組合が最も多かった愛知県における電気利用組合協会がどのような活動をしていたのかは不明であるが、1929 (昭和4)年に開催された第4回鹿児島県下電気事業経営産業組合協議会では、「電気利用組合ノ経営上特ニ改善ヲ要スベキ事項ニ関スル件」、「民間電気会社ト電気利用組合トノ電灯料金ト動力料金トノ連絡ニ関スル件」について協議され、前者については、「区域ノ広ナル場合ハ単営狭小ナル場合ハ兼営ヲ可トスル事」、「集金ハ婦人会ニ委託スルガ良策ナルコト」、「電気工作器具購入ニ付テハ確實ナル製造元ヨリ共同購入スルコト」が決議され、後者については、「組合ノ特色ヲ發揮シ組合員ノ利益ヲ計ル事ト申合ス」<sup>69)</sup>ことが決議されている。

愛知県と鹿児島県では電気利用組合の協会や協議会が設置され、電気利用組合の経営について協議が行われていたのは、協会や協議会を設置するほどに、電気事業を経営する産業組合が増加したこと、あるいは電気事業を経営する地域的な必要性が背景にあったと考えられる。

産業組合中央会は、1929 (昭和4)年5月27日・28日の2日間にわたって、全国規模での協議会を開催した。第1回協議会の様子は、「産業組合」<sup>70)</sup>に速記録が収録されている。この協議会には、栃木県小来川電気利用組合、群馬県三波川電気信用購買利用組合、福井県石徹白電気利用組合、山梨県多摩信用購買販売利用組合、長野県上水電気利用組合、同南相木電気利用組合、同竜丘電気利用組合、愛知県石野電気利用組合、同盛岡信用購買利用組合、広島県寺領信用購買販売利用組合、大分県萩柏原電気利用組合、鹿児島県蒲生電気利用組合の役員が出席し、青森県、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県の農林担当者、それに逓信省、農林省、中央金庫の担当者らが出席している。

この協議会の冒頭、中央会の担当者が第一議題であった「電気利用組合設立経営上注意すべき事項」についての説明の直後に、中央会長野県支会から全国に160余りの電気利用組合があるのに、中央会がこの協議会のために作成した調査書には33の事例しか収録されていないのは、その事例が優良だからなのかとの質問が出された際、中央会は「中央会ト致シマシテハマダ調査研究ニ余リ手ヲ触レテ居マセン」と回答している。このことから、電気利用組合の設立は中央の指導によるものではなく、地方の産業組合が主体的にその設立を進めたと見ることができる。

前述したように電気利用組合数は、1914（大正3）年に開業した長野県下伊那郡の竜丘村電気利用組合を最初として、1922（大正11）年までに開業したのは8組合に留まっていた。それが1926（大正15）年では132組合に急増し、1932（昭和7）年には221組合を数えている。そして、電力の国家管理が行われる直前の1937（昭和12）年では244組合を数えた。電気利用組合を開業年次別にみると、1923（大正12）年から急増し、同年には19組合、1924年は18組合、1925年には46組合、1926年には41組合が開業し、おおむね1925年から1927年の間に開業時期が集中している点は注目される。電気利用組合は、なぜ1923年以降に急増したのであろうか。

福岡県商工課がまとめている冊子「福岡県ノ電気事業」には「産業組合等ニ於テ数年前ヨリ之が計画ヲナセルモノアリシモ電気事業者保護奨励ノ方針トシテ此ノ種事業ヲ許可セス空シク数年ヲ過シ居タリシガ、大正十一年五月ニ至リ其ノ方針ヲ変ヘ許可ヲ与フル事ト」になったと述べられている。<sup>71)</sup>

これを裏付けているのは、全国電気利用組合協議会における山梨県多摩信用購買販売利用組合長の「大正四年ニ其ノ発意ヲシタノデ

アリマス。併シ当時ハ産業組合ニ電気ノ利用ガ認めラレナイ時代デアリマシタ」、「大正十一年デアリマシタガ産業組合ニ電気ノ経営ヲ認めルト云フコトニナリマシタ」との発言である。<sup>72)</sup> また、広島県の丁巳信用販売利用購買組合は、逓信大臣に宛てた陳情書において「茲ニ去ル大正拾年四月拾貳日法律第七拾参号ヲ以テ産業組合法中ヲ改正シ産業組合ヲシテ電気事業ノ経営ヲ許サル之レニ依リ当組合ハ倍々其志望ヲ鞏固ナラシメ」たと述べており、1921（大正10）年から翌年にかけて、電気利用組合が急速に発展する契機があったと捉えられる。

電気事業を規制する法規の最初は、1891（明治24）年に制定された「電気営業取締規則」であった。これは電気の危険予防を目的とする保安行政の建前から立案されたものであった。しかし、電気事業の発展に伴い、この取締規則では現状にそぐわなくなってきたことから、1911（明治44）年に「電気事業法」が制定された。その電気事業法の特徴の一つは、電気事業法の対象事業を一般供給と電気鉄道に限ったことで、旧取締規則が対象としていた自家用事業は、その対象から除外されたことにある。<sup>74)</sup>

とはいえ、自家用事業は、同年に公布された「電気事業法ノ準用ニ関スル規則」の対象となり、同規則は1915（大正4）年に「電気事業法準用ニ関スル規則」に改められ、認定を受けた者の工作物は逓信大臣の許可を要すると定められていた。<sup>75)</sup> 竜丘村電気利用組合が電気事業法準用自家用に区分されていたのは、この規則による。<sup>76)</sup> しかしながら、産業組合による電気事業経営を認可する方針は、その後の電気事業法改正時には現れず、「大正十一年五月ニ至リ其ノ方針ヲ変ヘ」たのは、電気事業法によるものではなかった。

産業組合中央会が編纂した『産業組合講

座』第1巻では、産業組合の内、利用組合は電気工作物は工場、索道等の動力用など、産業用として施設すること、組合員に電灯を供給する経済用として施設することができる」と解説し、「産業組合ノ施設スル電気工作物ニ関スル件（大正十一年五月八日電監第二四九九号通信省電気局長依命通牒）」との参考書きがある<sup>77)</sup>。本文が略されており、どのような「通牒」であったのかは不明であるが、この記述からこの「通牒」がきっかけとなって「組合員に電灯を供給する経済用として施設することができる」ようになったとみることができる。

神戸大学附属図書館の「戦前期新聞経済記事文庫」は、この「通牒」に関連した貴重な新聞記事を収録している。その新聞記事とは、1922（大正11）年6月15日の大阪朝日新聞紀伊版に掲載された「産業組合と電気事業経営」<sup>78)</sup>である。全文を紹介すると、次のようである。

「産業組合は従来電気事業の経営を許されなかったが昨年法の改正された結果電気事業法によらずして経営し得られる事になった右に関し今回通信省電気局長より本県へ大要左の如き通牒あった（和歌山）」

産業組合が電気事業を為すを認められたるは電気事業者と対立して広く電気事業の経営を認められたる趣旨に非ずして一般事業者の供給せざる場所に対して電気の供給を図る趣旨なるにより事業者も当局は十分協調せられたし▲産業組合は各別に小規模の発電所を建設するは多くの場合は不経済なるを以て可成既設事業者より受電する等の方法を講じ簡略に其施設を為さしめられたき事▲従来共同自家用電気工作物の施設に際し各地に散在せる不正の機械商又は適當の素養なき低級の技術者は地方民の知識なきに乘じ不十分なる機械を適當なるものの如く説明して購買せしめ、為めに甚しき損害を施設者に与えたる実例少

なからざるにより将来産業組合の経営する電気事業の増加に伴い叙上の弊害の虞れあるにより是等の不正商人並に技術者の取締を厳にすると共に組合の使用する機械並に電気設計等に関しては貴庁に於て十分の監督を加え適當なる設備を為すようせられたし▲産業組合の施設する電気工作物に関する規程は近き将来改正の見込なるも差向き自家用電気工作物規則によって認められる」。

この「通牒」において産業組合は、「一般事業者の供給せざる場所」に電気供給を行うものとし、その際、産業組合が個別に水力発電所を建設するのは不経済であるので発電設備を持たない受電方式を推進することや、電気設備の購入に際しては不適當な取引が横行していることに注意することなど、認可にあたっての指導事項、留意事項が通信省から県に伝えられている。そして、電気利用組合は「昨年法の改正された結果電気事業法によらずして経営し得られる事になった」と伝えられた。

この記事が出る6日前の6月9日の同じく大阪朝日新聞紀伊版は、「昨年八月産業組合法は改正され組合事業の範囲は従来の『産業に必要な』の項末へ『経済必要な利用が出来得る』という事になった為め当然電気事業の経営は許される事となり今回県へ産業組合中央会より其旨通牒あった」と伝えている<sup>79)</sup>。これらより「通牒」は、産業組合法の改正を受けて、通信省が電気利用組合の認可を認めるように道府県に伝達したものであることが判明した。

次に丁巳信用販売利用購買組合が陳情書に記した「大正拾年四月拾貳日法律第七拾参号ヲ以テ産業組合法中ヲ改正シ産業組合ヲシテ電気事業ノ経営ヲ許」した法改正とは、どのようなものであったのだろうか。

1921（大正10）年4月、産業組合法は「経

済界ノ趨勢ニ応シテ組合事業ノ拡張及登記監督等ニ関スル修正」が行われ（第四次改正）、「生産組合及其ノ連合会ノ名称ヲ利用組合及利用組合連合会ニ改メ其ノ事業ノ範囲ヲ拡張シタルコト」とされた。<sup>80)</sup>この第四次改正において、生産組合を利用組合と名称変更した最大の要因は、第一次世界大戦後、家賃が高騰し、「大小ノ都市ヲ通シテ住宅問題ヲ惹起シタ」ことにあり、信用組合と購買組合と利用組合が連携して、この問題に対処する道筋をつけた。

しかしながら、1926（大正15）年に産業組合中央会が刊行した『日本産業組合史』は、第四次改正によって誕生した利用組合の事業とは、冠婚葬祭用具を備えることや、公会堂を設け、病院を設置して、医師、産婆、看護婦を置くことなどと述べているが、<sup>81)</sup>電気事業については、全く触れていない。

管見では、新聞記事「産業組合と電気事業経営」の前年、1921（大正10）年5月には詳細は不明だが、電気事業法の自家用工作物施設規則が改正（通信省令第26号、1921. 5. 10）<sup>82)</sup>されている。これらによって、産業組合による電気事業が「差向き自家用電気工作物規則によって認められる」ようになったとみるのが妥当だと考えられる。<sup>83)</sup>

1922年5月20日の大阪時事新報は、「産業組合に電化事業の経営を許可するという通牒」と題して、5月19日に通信省が全国府県産業部宛に、産業組合に対する電化事業の経営を認可できるとの「通牒」を発したと報道している。この「通牒」は先の記事と同じ「通牒」であると思われるが、それによれば、これまで通信省が産業組合の電気事業を容易に許可しなかった理由は「従来産業組合の大多数は資金が不足で充分の施設が出来ぬのと町にしても村にしても住民全体が組合員でないから一般に其の理益に均霑しないから

であった」と説明している。<sup>84)</sup>

その後、1926（大正15）年の第6回産業組合法改正では電気設備、水道、浴場等の設備の員外利用を認めるようになり、<sup>85)</sup>電気利用組合は電気事業者と同等の役割を持つようになった。このことは、全国において電気の普及が進む中、無配電地域が山間集落を中心として多く存在し、無配電地域への電気供給を電気利用組合に委ねるねらいがあったものと捉えることができる。なぜなら、戦前の電灯会社の多くが、家屋が散在して、投資効率の悪い山間地域を配電対象から除外してきたからである。それゆえに法改正を行って電気利用組合の設立を容易にし、無配電地域への電気供給を電気利用組合に委ねようとしたとみることができる。

通信省が産業組合の電気事業を容易に許可しなかったのは、前述の産業組合の経済的基盤の脆弱性、組合員と地域住民の不整合も理由であったと思われるが、たとえば、広島県戸河内村の丁巳信用販売利用購買組合が広島電気と供給地域の譲渡について交渉した際、仲介の役割を担うべき広島通信局が会社寄りの姿勢を取り続けたことにもあるように、<sup>85)</sup>当時政府は大手電灯会社の規模拡大を後ろ押ししていた様子も伺われる。加えて、家屋の散在した山村地域への電気供給に際しては、多額の工事費用を要求するなど、概して、戦前の電灯会社は自らの「公共的役割」に対する認識が希薄であったともみることができる。<sup>87)</sup>

このような戦前の電灯会社の性格によって、大正期に発送電技術が進歩しても、山村や山間集落の多くは、無配電地域として残存した。そのような地域では、住民自らが事業費を出資してでも電気の導入が望まれた。その結果、産業組合を束ねる中央会が「マダ調査研究ニ余リ手ヲ触レテ居マセン」と回答せざるを得ないぐらいに、山村地域を中心とし

て、急速に電気利用組合が設立され、無配電集落の電化、住民の福祉向上に大きく貢献した。その歴史的、今日的意義については、別稿にて論じたところである。<sup>88)</sup>

しかしながら、戦後も、山村や離島には無配電地域が存在したことから、電気利用組合が成立した山村や漁村には、どのような地域の条件が存在したのかを明らかにする必要がある。この点については、今後の研究課題としたい。(完)

#### 〔付記〕

本稿は、平成17～19年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「戦前のわが国における地域組合電気事業の設立と展開に関する地理学的研究」(課題番号17520543, 研究代表者・西野寿章)の研究成果の一部である。本稿をまとめにあたって、府県立の各図書館、公文書館、資料館にはたいへんお世話になった。とりわけ、広島県安芸太田市教育委員会には資料閲覧に格別のご高配をいただき、神戸大学附属図書館には同図書館のデータベース「戦前期新聞経済記事文庫」に収録された貴重な新聞記事の転載を許可いただいた。記して感謝し、お礼申し上げる。

(にしの としあき・本学地域政策学部教授)

#### 〔注〕

- 42) 福岡県商工課「福岡県の電気事業」, p.16 (発行年不詳・京都府総合資料館所蔵)。記載内容から1929年か1930年に発行されたものと推測される。
- 43) 苅田町誌編集委員会(1970)『苅田町誌』, pp.337-338。
- 44) 鞍手郡教育会(1974)『鞍手郡誌(下巻)』, 名著出版, pp.992-995。
- 45) 宮町誌編さん委員会(2003)『若宮町誌 下巻』, pp.262。
- 46) 『鞍手郡誌』に、上脇田電気利用組合の開業年は1921(大正10)年と記されているが、『電気利用組合に関する調査』によれば1923(大正12)年。
- 47) 産業組合中央会(1925)『静岡県の産業組合』(不二出版(1989)各県産業組合史料集成20), pp.256-257。
- 48) 前掲47), pp.257-258。
- 49) 中島町誌編集委員会(1968)『中島町誌』, p.745。
- 50) 賀陽町教育委員会(1972)『賀陽町史』, p.760。
- 51) 加茂町史編纂委員会(1975)『加茂町史 本編』, pp.751~752。
- 52) 上下町編纂委員会(2003)『上下町史 通史編』, pp.546。
- 53) 久井町誌編纂委員会(1997)『久井町史』, p.313。
- 54) 産業組合中央会広島県支会(1930)『広島県産業組合史』, pp.116-117。
- 55) 前掲54), pp.44-45。
- 56) 中国地方電気事業史編纂委員会(1974)『中国地方電気事業史』, 中国電力, p.39。
- 57) 戸河内町(2001)『戸河内町史 通史編(下)』, p.637。
- 58) 戸河内町(1993)『戸河内町史 資料編(下)』, p.408。
- 59) 前掲57), pp.641-642。
- 60) 前掲58), p.418。
- 61) 前掲58), p.419。
- 62) 前掲58), p.423。
- 63) 前掲57), p.643。
- 64) 前掲58), pp.432-433。
- 65) 前掲58), pp.434-435。
- 66) 前掲57), p.648。
- 67) 産業組合は、村の相互扶助的機能を強く持っていたが、それは地主小作制度をベースとした戦前の村落構造の上に成立していた。それゆえに、山間集落の住民が巨額の資金を必要とする電気事業にどのように対応したのかを明らかに

- することが必要である。本稿では概略に留めるが、別稿にて、戦前の山村における産業組合による電気事業の成立条件について、寺領信用販売購買組合を事例として、詳述する予定である。
- 68) 筆者は以前、偶然にもある書店にて、鈴木良一（1986）「水車開書帖⑤山村の燈・自家発電水車」、クオリ、32p。を購入することができた。これは茨城県高萩市における自家発電史をまとめた貴重な記録の冊子であるが、このような記録は、筆者の調査ではほとんど見つかることができなかつた。なお、産業組合中央会が発行していた「産業組合」には、電気利用組合の具体例として鹿児島県の犬迫産業組合（225号、pp.29-32、1924）と愛知県の深田電気利用組合（270号、pp.46-50、1928）など紹介され、電気利用組合の状況についても1924（大正13）年と1926（大正15）の2回、同誌に掲載されている。なお、本研究においては、本稿で紹介している府県以外に秋田県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、富山県、和歌山県、大分県、鹿児島県で資料調査を行ったが、いずれも詳細な資料が保存されている電気利用組合は見当たらなかつた。
- 69) 産業組合中央会（1929）「中央会記事」、産業組合295、p.72。
- 70) 産業組合中央会（1929）「全国電気利用組合協議会」、産業組合285、pp.240-299。
- 71) 前掲42)。
- 72) 前掲70)、pp.247、pp.248。
- 73) 前掲58)。
- 74) 新電気事業講座編集委員会（1977）『電気事業発達史』、電力新報社、p.58。
- 75) 電力政策研究会（1965）『電気事業法制史』、電力新報社、p.103。
- 76) 電気事業者と電気事業法準用者との区別は、頗る曖昧であった（太刀川平治（1926）『農村と電気』、丸善、p.59）。同書によれば、産業組合法によって設立されている産業組合の内、電気事業を経営できたのは利用組合のみであった。なお、著者の太刀川は「農村の為めから考へても出来る限り最寄りの電気事業者より電気の供給を受ける方が経済上得策である」（p.75）と述べて、村営電気事業や電気利用組合は、小規模なため能率不良であると否定的に述べている。
- 77) 産業組合中央会（1930）『産業組合講座』第1巻、p.48。
- 78) 神戸大学附属図書館・戦前期新聞経済記事文庫収録「産業組合と電気事業経営通信省よりの通牒」（大阪朝日新聞紀伊版1922.2.15.）。
- 79) 神戸大学附属図書館・戦前期新聞経済記事文庫収録「産業組合で電気事業は今後自由に営し得らる」（大阪朝日新聞紀伊版1922.6.9.）。
- 80) 産業組合中央会（1926）『日本産業組合史』、p.141-142。
- 81) 前掲80)、pp.144-145。
- 82) 電力政策研究会（1965）『電気事業法制史』、電力新報社、p.102。
- 83) 1927（昭和2）年に刊行された『産業組合の話』には、利用組合の事業のひとつは「組合で電気事業を起し、組合員の各家に電灯を供給することであると記しており（野田兵一（1927）『経済常識産業組合の話』、文明社、p.168）、この時点において、電気利用組合の存在は一般化されていたとみてよい。
- 84) 神戸大学附属図書館・戦前期新聞経済記事文庫収録「産業組合に電化事業の経営を認可すると云う通牒」（大阪時事新報1922.5.20.）。
- 85) 東浦庄治（1935）『日本産業組合史』、高陽書院、p.163。
- 86) 前掲57)、p.642。
- 87) 山村、平坦部農村において、電灯会社が配電のために多額の工事費用を要求するケースは全国で見られた。この点は、戦前の電気事業の性格を分析する上で重要な史実である。
- 88) 前掲2) 参照。